

議案第 1 3 5 号

令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和 8 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 327,689 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 538,690 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
2 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合計

歳 出

款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
歳出	合計

予 算 補 正

補正前の額	補正額	計
千円 30	千円 327,689	千円 327,719
30	327,689	327,719
211,001	327,689	538,690

補正前の額	補正額	計
千円 209,001	千円 327,689	千円 536,690
209,001	327,689	536,690
211,001	327,689	538,690